

令和3年(モ)第355号 保全異議の申立て事件

決 定

名古屋市南区豊田五丁目17番10号

5 債 権 者 オハラ樹脂工業株式会社
同代表者代表取締役 尾 原 慶 則
同代理人弁護士 石 井 藤 次 郎
同 金 子 浩 子

名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館本館402

10 債 務 者 J M I T U 愛 知 地 方 本 部
同代表者執行委員長 北 村 淳

名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館本館402

債 務 者 J M I T U 愛 知 支 部
同代表者執行委員長 平 田 英 友

名古屋市南区豊田五丁目17番10号

15 債 務 者 J M I T U 愛 知 支 部 オ ハ ラ 樹 脂 工 業 分 会
同代表者分会長 朝 倉 健 次
上記3名代理人弁護士 福 井 悦 子
同 稲 垣 仁 史
同 中 川 匡 亮

20 主 文

- 1 債権者と債務者らとの間の当裁判所令和3年(㊄)第10001号妨害物排除仮処分申立事件について、同裁判所が令和3年7月5日にした仮処分決定を取り消す。
- 2 債権者の上記仮処分の申立をいずれも却下する。
- 25 3 申立費用は債権者の負担とする。

理 由

第1 申立の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要等

1 本件は、債権者が、債権者の従業員らが加入する労働組合及びその上部団体である債務者らに対し、所有権、施設管理権等を被保全権利として、債務者らが債権者本社（以下、単に「本社」という。）の敷地内に設置した横断幕及びのぼり旗（別紙1の「横断幕設置位置」で示す位置付近にある別紙2-1及び別紙2-2記載の形状の横断幕並びに別紙1の「幟旗設置位置」で示す位置付近にある別紙3-1及び別紙3-2記載の形状ののぼり旗。以下「本件のぼり旗等」という。別紙1ないし3は原決定の別紙1ないし3を引用する。）の撤去を求める仮処分命令の申立て（以下「本件仮処分命令の申立て」という。）をしたところ、当裁判所が、上記各物件の撤去を命じる仮処分命令をしたため、債務者らが保全異議を申し立てた事案である。

2 前提事実及び当事者の主張は、原決定「第2 事案の概要」「2 前提事実」及び「3 当事者の主張」（引用された当事者が提出した各主張書面を含む。）並びに原決定後に当事者が提出した各主張書面記載のとおりであり、これを引用する。原決定後の新たな主張として、債務者らは、原決定後に本件のぼり旗等を撤去したことから、保全の必要性が存在しないと主張し、債権者は、債務者らが本件のぼり旗等の撤去の事実を保全異議申立書に記載せず、本件のぼり旗等の設置の正当性を主張して争っていることからすれば、撤去は仮装であり、原決定取消後、債務者らが再度のぼり旗等を設置する蓋然性が高く、被保全権利はなお存在し、保全の必要性も失われないと主張する。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

(1) 認定事実は、次のとおり補正するほかは、原決定「第3 当裁判所の判

断」の「1 認定事実」記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 原決定4頁14行目の「労働条件に関する要求書」を「労働条件に関する要求書」と改める。

(3) 原決定11頁5行目末尾の次に改行して、次のとおり加える。

5 「(34) 債務者らは、原決定後の令和3年7月7日、本件のぼり旗等をすべて撤去した。(審尋の全趣旨)」

2 被保全権利

(1) 前記認定事実のとおり、債務者らは、原決定後に本件のぼり旗等を撤去したことから、審理終結時において、本件のぼり旗等の設置により、債権者が被保全権利として主張する所有権、施設管理権が侵害され、債権者の
10 名誉、信用が毀損されているとは認められない。

したがって、審理終結時において、債権者の所有権又は施設管理権に基づく本件のぼり旗等の撤去請求権の存在は認められない。

(2) これに対し、債権者は、債務者らによる撤去が仮装であり、債務者らは原
15 決定取消後、再度のぼり旗等を設置する蓋然性が高く、被保全権利はなお存在すると主張する。

しかし、債務者らが撤去後にも本件のぼり旗等の設置の正当性を主張して争っていること、前記認定事実のとおり、債務者らが本件申立て以前にも、のぼり旗を設置し、債権者がのぼり旗の撤去を求める仮処分の申立てをした
20 後に撤去したとの経緯があったとしても、本件申立ては、所有権又は施設管理権に基づく妨害物排除請求であることからすれば、現に所有権又は施設管理権が侵害されていない以上、債権者の仮処分申立てを認めることはできない。

3 結論

25 以上により、審理終結時において、本件仮処分命令の申立ては理由がないから、原決定を取り消し、本件仮処分命令の申立てを却下することとして、

主文のとおり決定する。

令和3年11月25日

5

名古屋地方裁判所民事第1部

裁判官

前 田 早 紀 子



これは正本である。

令和3年11月25日
名古屋地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 小木曾 薫

